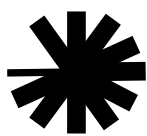


2021年
6月号



【毎月1回発行】

原水協通信

(大阪版)

原水爆禁止大阪府協議会 第928号

電話 06 (6765) 2552

FAX 06 (6765) 2837



〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目

3番4号新谷町第3ビル210号

第2回地域・団体代表者会議開催!

2021年5月21日大阪グリーン会館において第2回地域・団体代表者会議を開催しました。

第2回団体地域代表者会議

一、会議の目的

大阪ではコロナ感染が急拡大し、5月6日までを目途とした、「まん延防止」

措置に加え、緊急事態宣言が4月25日～5月11日として出され、かつ5月31日まで延期なっています。(現在は6月20日) 全国でもコロナ感染が急拡大となる状況になっています。

そのような中ではありませんが、今年も6月30日から7日までの国民平和大行進を実施します。コロナウ

イルス感染に十分配慮しつつ実施します。

暑い中でのマスクの使用、飛沫感染防止との関係で歌やピースコールを取りやめること等、昨年同様とします。例年とは違い大変な状況での国民平和大行進となりますが参加をお願いいたします。

今年1月22日に核兵器禁止条約が発効しました。世界の流れは核兵器禁止・廃絶の動きとなりつつありますが、唯一の被爆国日本の菅政権は核兵器禁止条約に背をむけています。しかも、4月7日、菅政権の加藤官房長官はアメリカが核兵器先制不使用宣言

をするとそれを否定するとう考えを表明しました。唯一の被爆国であるまじき姿勢です。この姿勢こそが、地域の緊張と核軍備増強の激化につながる要因です。

菅首相とバイデン大統領が会談後の共同声明では、「日米同盟を一層強化する」と、日米軍事同盟を全面的に強化する方向が打ち出されています。

核兵器や軍事費に頼る安全保障ではなく、コロナ対策など人の命と健康を守る安全保障が求められています。「核兵器をなくそう」「日本政府は核兵器禁止条約を批准せよ」「核開発よりコロナ対策に財源を任せ」と、行進を続けること、沿道者に訴えるこ



とは大変重要です。

また、世界大会については、今年も世界大会実行委員会がオンラインでの開催を提起していますので、代表派遣はありません。国民平和大行進と世界大会に向けて、具体的取り組みを提起し、会議での意思統一をはかっていきます。

☆ 核兵器禁止条約の署名・批准を求める 署名の到達

5月22日の到達 40481 筆

大阪原水協は、毎月22日を集約日としています。
各団体・地域原水協・個人より報告をお願いします。
FAX 及び署名の郵送等お願いします。

世界大会・平和行進グッズの申し込みを受け付けています。

ボールペン1本300円も普及中！

(黒・緑・ピンク・青)

2021行進ペナント

日本政府に核兵器禁止条約参加を求める声をペナントに寄せてください。広島平和公園でピースアクション、その後、長崎爆心地公園で奉納させていただきます。

頒価1000円+送料実費(300円以上で送料無料)



空白部分に、職場や個人の思い・願い、そして寄せ書きなどを書いて、大阪原水協にお寄せください。

学習パンフレット

「手をつなごう 核兵器のない世界と未来へ」完成！

核兵器のない世界へ向けて、核兵器禁止条約に参加する日本の実現を国民的に働きかける学習パンフレットが完成しました。

いま、尖閣列島、南シナ海、台湾問題での緊張が高まっています。核兵器を持った国同士の軍事対決がエスカレートした結果、核兵器の使用につながりかねません。唯一の戦争被爆国である日本がアメリカにも中国にも言うべきことを言い、アジアと世界の平和と安全に役割を果たすためにも、核兵器禁止条約に参加することが求められています。

このパンフレットは、核兵器禁止条約発効の意義、核兵器のない世界の展望、運動の役割とともに、「核兵器で平和は守れない」「核の傘」依存は危険」と「核抑止力」論の誤りに切り込んでいきます。

核兵器禁止条約への日本政府の署名・批准を求める署名をひろげる大きな力になる内容です。ぜひお読み

ください。

「手をつなごう 核兵器のない世界と未来へ」(つなごうパンフ)

【体裁】24ページオールカラー

【発行】原水爆禁止日本協議会

【頒価】250円(税込・送料別)



被爆二世の

ノーモア・ヒバクシヤ近畿訴訟

訟・裁判傍聴記(87号)

5月13日、高裁第12民事部が一審判決を破棄して、認定申請以来10年の歳月をたたかってきた高橋一有さんに逆転勝訴の判決言い渡し！

2021年5月23日(日)

一昨年の2019年11月25日に一審で不当な敗訴判決を受け、控訴してたたかってきた高橋一有さん(79歳、兵庫県三木市)が5月13日(木)判決の日を迎えた。コロナの緊急事態宣言下のため今回も事前集会、入廷行進も何もな

くそれぞれが直接高裁第74号法廷に集まることになった。15席程度に制限されている傍聴席はすぐに埋まった。2019年以降をふりかえってみると一審で4人の原告が勝訴を勝ち取ってきたが、一方で残念ながら地裁、高裁で延べ6人の原告が敗訴になっている。今回も決して楽観はできない、予断は許さないぞ、という思いで開廷を待った。

午後1時15分開廷。牧賢二裁判長(高裁第12民事部)から判決の本文が読み上げられた。

「一審判決を変更する。(国の)却下処分を取り消す」と私には聞こえた。やった、勝訴だ！思わず拳を握りしめる。弁護士席、傍聴席に、一瞬熱いものが流れた。判決の要旨説明などは一切なく閉廷。みんな晴れ晴れとした表情で、笑顔を交わしながら報告集会会場の弁護士会館へと移動。判決後の旗出しもしないことになっていったが、この日は上々の好天気。「旗出しやればよかったなあ」の声が、ちよつとうらめしっぽく上がった。

(紙面の都合で記事内容を抜粋しています。)